

2015年7月23日

株式会社 えがお
代表取締役社長 北野 忠男 様

適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 榎 彰 徳
【連絡先（事務局）】担当：袋井
〒540-0033 大阪市中央区石町
一丁目1番1号天満橋千代田ビル
TEL06-6945-0729/FAX06-6945-0730
メールアドレス info@kc-s.or.jp
ホームページ [http:// www.kc-s.or.jp](http://www.kc-s.or.jp)

ご連絡（「お問い合わせ」活動終了通知）

当団体は、消費者からの情報提供を契機として、貴社が提供する「えがおのブルーベリー」の広告であるテレビコマーシャル、新聞折り込みチラシ、ホームページ上の表記など（以下「広告」といいます）について調査し、不当景品類及び不当表示防止法上、適法性に疑問を感じる記載があったことから、2014年5月14日付で「お問い合わせ」を行いました。

その後、当団体は、貴社との間で、広告に関し、書面による意見交換及び面談協議を行い、最終的には、貴社から、2014年12月1日付で、当団体からの2014年10月27日付「再お問い合わせ」に対する回答を受領しました。

広告に対する当団体の指摘する点について、貴社が一定の改善を行ったことに鑑み、当団体は差止請求を現時点では見合わせることにし、2015年7月をもって、貴社に対する「お問い合わせ」活動を一旦終了することにしましたので、以下のとおりご報告します。

従いまして、「お問い合わせ」送付時にお知らせしたとおり、双方のやり取りに関する文書をすべて公表するのが妥当と考えますが、貴社からの「ご回答」を踏まえ、【別紙】のとおり、当団体作成の「お問い合わせ」の書面と「事実経過」のみを報告する形で当団体のホームページに掲載したいと考えております。

つきましては、【別紙】の内容に事実誤認等がないかについて、2015年8月28日までにご連絡をいただきますようお願いいたします。当団体にてご指摘内容を確認し、【別紙】について必要であれば修正をした上で、ホームページに掲載させていただきます。

なお、当団体と貴社の見解は多くの点で食い違っており、「お問い合わせ」活動の終了をもって貴社の見解を認めたわけではないことを、念のため付言いたします。

【別紙】

「株式会社えがお」のテレビコマーシャル、新聞折り込みチラシ、ホームページ上の表記などに関する問題等の検討及び意見交換の結果の公表

特定非営利活動法人消費者支援機構関西（以下、「当団体」といいます）は、2014年5月14日、いわゆる健康食品の通信販売事業者である株式会社えがお（以下、「同社」といいます）に対し、テレビコマーシャル、新聞折り込みチラシ、ホームページ上の表記等（以下広告といいます）に関しての質問事項を含んだ「お問い合わせ」をしました。

その後、当団体は、同社との間で、書面による意見交換及び面談協議を行いました。

同社は、当団体のお問い合わせ活動における指摘に対して一定の理解を示されるとともに、資料を提出するなど、当団体の「お問い合わせ」活動に対して真摯に対応されたことに鑑み、当団体は、同社の広告に対する不当景品類及び不当表示防止法に基づく差止請求を、現時点では見合わせることにし、2015年7月をもって、同社に対する「お問い合わせ」活動をさしあたり一旦終了することにしましたので、以下のとおりご報告します。

なお、同社に対しては、今後とも消費者にとって誤認の無い広告作成に努められるよう期待するとともに、今後、新たに、同社の広告などに関する問題等に関する情報があれば、別途対応させていただく場合があることを念のため付言いたしました。

以下に概要を記載します。

1. ホームページ上の素材の配合の表記に関し、「抜群の配合バランス」との表現を取り下げられました。
2. ホームページ上の「～ができる」という言い切りの表現について、削除されました。
3. 新聞の折り込み広告等の体験談から、行き過ぎた表現について取り下げることを約束されました。

<経過>

（1）2014年5月14日

当団体は同社に対し、広告に関して質問を伴う「お問い合わせ」を行いました。

・「お問い合わせ」（別紙 PDF）

（2）2014年5月27日

当団体からの2014年5月14日付「お問い合わせ」に対して、「ご回答」の送付があり、当団体の質問事項に対する回答及び「えがおのブルー

ベリー」の栄養成分表、「えがおのブルーベリー」に含まれる栄養成分量と割合の資料開示がありました。

また、同社から、当団体に対し、当団体の「お問い合わせ」にかかる事項について面談協議の機会を持ちたいとの申出がありました。

そこで、当団体の検討グループメンバーは、同社と2014年6月30日、当団体の事務所において、当団体「お問い合わせ」にかかる事項について、面談協議を行うこととなりました。

(3) 2014年6月30日

当団体は、同社と面談協議・意見交換を行いました。同社から、ブルーベリーに関する論文を資料提供する旨、表明がありました。

(4) 2014年7月16日

同社から、論文8通の開示がありました。

(5) 2014年10月27日

同社の開示した資料を検討し、論文の内容を検討しても、依然として、景品表示法及び消費者利益の保護の観点から見て、いくつかの問題点や疑問点が散見されるとして、「再お問い合わせ（お問い合わせに対する同社の回答を引用しているため、公開はいたしません）」を送付しました。

(6) 2014年12月1日

2014年10月27日に送付した「再お問い合わせ」に対して、「回答」を同社から受領しました。

(7) 2015年7月23日

当団体は、同社に対して、「ご連絡（「お問い合わせ」活動終了通知）」を送付しました。

・「ご連絡（「お問い合わせ」活動終了通知）」（別紙 PDF）

(8) 2015年〇月〇日

当団体と同社は、本公表文書を双方で確認しました。